

佐賀県環境サポーター派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県民の地球温暖化対策についての意識啓発の促進を図るため、市町、学校及び民間企業並びに各種団体などが実施する講座などに、県から付託を受けた佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議が、「環境サポーター」を講師として派遣することについて定める。

(派遣対象)

第2条 環境サポーターは、次の要件を満たす場合に派遣する。

(1) 対象となる主催者

市町、学校、自治会、PTA、民間企業、子供クラブ、婦人会、その他各種団体等

(2) 対象となる学習会等

地球温暖化対策を中心に、環境保全（大気、水質、土壌、化学物質）、自然環境（動物、植物、天体）、生活環境（ごみ・リサイクル、省エネ・省資源、消費生活）、再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス）などについて学ぶ学習会など

(3) 参加人数

概ね20名以上とするが、実施事業の目的、内容などを考慮し特に必要と認められる場合はこの限りではない。

(4) 派遣者数

1回の学習会等において派遣可能な環境サポーターの人員は原則として1名とし、正当な理由があれば3名まで派遣することができる。派遣決定後の派遣者数の増はできない。

なお、環境サポーターが実施する学習会等における参加者の安全管理は主催者の責務であることから、安全管理に要するスタッフ等は原則主催者側において設置すべきものとし、それに係る環境サポーターの派遣は行わないものとする。

(5) 派遣回数

同一主催者に対する環境サポーターの派遣は、原則として年間2回以内とする。

(6) 派遣時間

1回の学習会等に対する環境サポーターの派遣時間は、原則として4時間以内とする。

(事務の委託等)

第3条 佐賀県環境サポーター派遣事業の派遣に関する事務は、事業者に委託して実施するものとする。

2 会長は、前項の規定により委託した事務について、事業を委託した事業者（以下「委託事業者」という。）から報告を求めることができる。

3 前項に定めるもののほか、委託した事務の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(申請手続等)

第4条 環境サポーターの派遣を希望する者は、次の要領で申請及び実績報告を行わなければならない。

(1) 環境サポーターの派遣申請

主催者は、派遣申請書（様式第1号）に必要事項を記載して、学習会等の開催予定日の1ヶ月前までに委託事業者あて提出しなければならない。

ただし、すでに主催者が派遣を希望する環境サポーターから内諾を得ている場合、派遣申請書の提出期限は、学習会等の開催予定日の2週間前までとする。

(2) 環境サポーターの派遣決定

委託事業者は、申請書の審査及び環境サポーターとの日程調整を行い、その結果を派遣決定通知書（様式第2号及び様式第3号）により主催者及び環境サポーターに通知する。

(3) 実施報告書の提出

主催者は、学習会等の終了後、2週間以内にその実施結果について佐賀県環境サポーター派遣実施報告書（様式第4号）により報告しなければならない。その場合には、学習会の様子がわかる写真を3枚程度添付しなければならない。

(経費の負担)

第5条 委託事業者は、環境サポーターの派遣に要する費用を負担する。

2 1回の派遣に要する謝金及び旅費は次号のとおりとする。

(1) 謝 金

謝金は、1時間あたり金4,000円とし、1回の派遣による限度額は、金10,000円とする。

(2) 旅 費

旅費の算定は、佐賀県旅費規程を準用する。

(支払い手続き)

第6条 委託事業者は、主催者からの実績報告の提出確認後、環境サポーターの銀行指定口座への振込により支払うものとする。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成25年4月5日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和2年4月15日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要領は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和8年3月31日までに学習会等が行われたものについては、なお従前の例による。